

長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 長崎県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、「本会」という。）は、長崎県における孤独・孤立対策に取り組む行政、企業、民間支援団体、保健・医療・福祉等の各種団体等との官民連携を強化することにより、孤独・孤立に悩む方々を支える「ゆるやかにつながる場」として機能することを目的とする。

(活動内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) 孤独・孤立対策の推進に向けた啓発
- (2) 行政機関及び支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
- (3) 孤独・孤立対策に関する好取組やノウハウの共有
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な取組

(構成団体)

第3条 本会は、設置の目的に賛同する行政、企業、民間支援団体、保健・医療・福祉等の各種団体等の会員により組織する。

(本会への参画)

第4条 会員として参画を希望する団体等は、別に定める方法により事務局に申込みを行うものとし、事務局において、次の各号に掲げる事項等を確認した上で、参画が適当であると認める場合には、参画することができる。

- (1) 孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること
- (2) 支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

(本会からの退会・除名)

第5条 本会を退会しようとする団体等は、別に定める方法により事務局に届け出ることで退会することができる。また、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、事務局は職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれないとき
- (2) 本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3) 団体等が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他本会の運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

(事務局)

第6条 本会の事務局を長崎県福祉保健部福祉保健課に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、令和7年8月5日から施行する。